働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース) 3次募集分に関するQ&A «令和3年1月18日»

<目次>

L. 交尓	寸申請について4
Q1.	交付申請期限、支給申請期限はいつでしょうか。4
Q2.	事業に取り組むことのできる期間はどのくらいでしょうか。4
Q3.	緊急事態宣言発令地域内の事業所とはどのような事業所でしょうか。4
Q4.	1月10日にテレワーク用通信機器を購入しました。当社の所在する都道府県を対象に緊急事態宣
言	が発令されたのはそれよりも後の1月 14 日ですが、この機器購入費用は助成対象に含めてよいの
7	: しょうか。4
Q5.	「新規導入」とありますが、既にテレワークを実施している場合も対象になりますか。4
Q6.	交付決定を待たないと取組は実施できないのでしょうか。既にテレワーク用通信機器を購入してい
ま	すが、申請可能でしょうか。4
Q7.	交付決定されるまでどれくらいの日数がかかるのでしょうか。5
Q8.	交付申請後はどのような手続が発生するのでしょうか。
Q9.	社会保険労務士等の提出代行者・事務代理者を通じて申請している場合、交付決定通知書は、事業
主	と代行者・代理者のどちらに届くのでしょうか。社会保険労務士等の提出代行者・事務代理者に届
<	ように手配できないでしょうか。5
2.助点	
Q10.	中小企業の範囲はどのようなものでしょうか。5
Q11.	助成金の支給対象となる取組について教えてください。5
Q12.	具体的に対象となる機器等について教えてください。6
Q13.	助成対象となる「テレワーク用通信機器」の「テレワーク用」とは何を指すのでしょうか。 6
Q14.	Web カメラ、プリンター、プリンターのインクカートリッジ、ルーター、VPN ルーター等の利用
σ) ためのライセンスや初期設定費用、パソコン用のモニター、テレワークに使用する机などは助成対
象	。 さとなりますか。6
Q15.	本社と支社との間でのテレビ会議システムの構築のための経費は、助成対象になりますか。なお、
支	社はサテライトオフィスとして活用しているものではありません。6
Q16.	シンクライアント端末は助成対象にならないのでしょうか。7
Q17.	導入を検討している機器等が助成対象となるかどうか、事前に確認したいのですが、どうすれば
Ŕ	!いでしょうか。

- Q18. レンタル、リース、ライセンス契約寺の場合、例えは2年間で契約し、一括で支払ったり、2年
間分の費用が全て助成対象になるのでしょうか。
Q19. 「一定期間に応じて金額が定まる契約」にはどのようなものが含まれますか。
Q20. 対象機器を購入する際、労働者の分だけではなく、役員用や業務委託先の分も認められるのでし
ょうか。
Q21. テレワークの新規導入のため、業者から、本助成金の対象となるテレワーク用通信機器を購入し、
同時に、同じ業者に、本助成金の対象とならない内容の工事も実施してもらいました。業者が発行し
た請求書には、それらの合計額のみが記載されており、機器費用と工事費用の内訳が分かりません。
こうした場合、助成金の対象とならない工事費用も含めた全額を、本助成金の助成対象経費として記
上して良いのでしょうか。
3. 支払について
Q22. 事業に要した費用の支払方法に、決まりはありますか。
Q23. 事業に要した費用について、いつまでに支払を終える必要があるでしょうか。
Q24. 事業に要した費用について、例えば、当月分の費用が翌月払となる場合において、支払日が支給
申請日よりも遅い場合には、助成対象とはならないのでしょうか。
4. 実施体制の整備のための措置について
Q25. 労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備を行わなければならないそうで
すが、新しく会議を設置しなければならないのでしょうか。
Q26. 従前から、既存会議において労働時間等の課題を検討項目として扱っている場合、事業実施計画
にはどのように記載すれば良いのでしょうか。
Q27. 労働時間等に関する意見や要望等を受け付ける担当者は、テレワークの導入のために新たに選付
しないといけないのでしょうか。9
Q28. テレワークの実施のお知らせをもって「労働者に対する事業実施計画の周知」といえますか。 9
5. 支給申請について
Q29. 支給申請期日が迫ってきているのですが、まだ、交付決定の連絡を受けていません。こうした場
合、機器等を購入せず、交付決定の連絡を待っていた方が良いのでしょうか。
6. 申請内容の変更について10
Q30. 事業の追加・変更を行いたいのですが、どのような手続が必要でしょうか。10
Q31. 機器の在庫状況・納入時期と当社のテレワーク実施時期との関係から、交付申請時に見積を取っ
たVPNルーター(A)ではなく、同じメーカーですが少し古い型番のVPNルーター(B)を購入
しました(なお、古いので、VPNルーター(B)のほうがVPNルーター(A)より安価でした)。
既に、V P Nルーター(A)を購入する申請で交付決定を受けたのですが、この場合、V P Nルータ

— (B) の購入費用は助成してもらえないのでしょうか。10
Q32. 既に交付決定された事業実施計画に「機器設置工事費用」として費用を計上していたのですが、
設置工事内容の大幅な変更が必要となったため、追加費用が発生する場合、追加費用については助成
対象となりますか。10
7. その他
Q33. 他の助成金を受け取っている場合でも利用できるのでしょうか。11
Q34. 働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース) 2 次募
集(令和2年9月 18 日募集〆切)との主な違いを教えてください。
Q35. 働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)の1%
や2次募集分を申請しましたが、3次募集分も申請可能でしょうか。

- 1. 交付申請について
- Q1. 交付申請期限、支給申請期限はいつでしょうか。
- A. 交付申請期限は令和3年1月29日、支給申請期限は令和3年3月1日までとなっています(テレワーク相談センター必着)。※特殊郵便(特定記録または簡易書留。レターパック可)による郵送に限る。
- Q2. 事業に取り組むことのできる期間はどのくらいでしょうか。
- A. 令和3年1月8日~令和3年1月29日までとなります。

令和3年1月8日より前に「支払」もしくは「納品」がなされている場合は助成対象となりませんのでご注意ください。発注は令和3年1月8日より前でも、支払と納品の両方が令和3年1月8日~令和3年1月29日になされている場合は助成対象となります。

- Q3. 緊急事態宣言発令地域内の事業所とはどのような事業所でしょうか。
- A. テレワークを実施する労働者が通常勤務する事業所が、交付申請日時点で緊急事態宣言が発令されている地域内にあることが必要です。

また、テレワークを実施する労働者の自宅住所地が緊急事態宣言発令地域内にあったとしても、当該労働者が通常勤務する事業所が緊急事態宣言発令地域の外である場合には、対象とはなりません。

- Q4. 令和3年1月10日にテレワーク用通信機器を購入しました。当社の所在する都道府県を対象に緊急 事態宣言が発令されたのはそれよりも後の令和3年1月14日ですが、この機器購入費用は助成対象に 含めてよいのでしょうか。
- A. テレワークを実施する労働者が通常勤務する事業所が、交付申請日時点で緊急事態宣言が発令されている地域内にあれば、事業実施期間内(令和3年1月8日~令和3年1月29日)に実施した取組に係る費用を申請できます。したがって、令和3年1月14日~同月29日までの間に交付申請するのであれば、令和3年1月10日の機器購入費用を計上して申請いただいて構いません。
- Q5. 「新規導入」とありますが、既にテレワークを実施している場合も対象になりますか。
- A. 本事業による助成は、「新規導入」に係る取組みを対象としており、これまでテレワークを実施していなかった対象事業者の方が、緊急事態宣言を受けて新たにテレワークを実施するために行った取組が対象となります。このため、既にテレワークを実施している場合には対象となりません。
- Q6. 交付決定を待たないと取組は実施できないのでしょうか。既にテレワーク用通信機器を購入していますが、申請可能でしょうか。
- A. 「新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース」(3次募集分)については、交付決定前の取組であっても、支給要件を満たせば助成対象となります。なお、令和3年1月8日から令和3年1

月29日までの取組である必要がありますので、ご留意ください。

- 07. 交付決定されるまでどれくらいの日数がかかるのでしょうか。
- A. 交付申請書については、順次、審査等を行い、可能な限り速やかに対応させていただきます。なお、事業実施期間が令和3年1月29日までとなっておりますので、交付決定を待たずに、令和3年1月29日までに取組を行うことが必要です。
- Q8. 交付申請後はどのような手続が発生するのでしょうか。
- A. 審査のうえ、交付の決定を行った場合には、申請した事業主に対して交付決定通知書を郵便で送付しますが、交付決定を待たずに、令和3年1月29日までに、事業実施計画に沿って取組(実施体制整備のための措置を含む)及びテレワークを実施し、かかった経費を支出した上で、令和3年3月1日(郵送必着)までに支給申請を行っていただく必要があります。
- Q9. 社会保険労務士等の提出代行者・事務代理者を通じて申請している場合、交付決定通知書は、事業主 と代行者・代理者のどちらに届くのでしょうか。社会保険労務士等の提出代行者・事務代理者に届くよ うに手配できないでしょうか。
- A. 働き方改革推進支援助成金交付要綱(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)第5条第1項において、交付決定又は不交付決定は申請した事業主に通知するものとされていることから、 交付決定通知書については当該事業主に送付されることとなります。社会保険労務士等の提出代行者・ 事務代理者に届けてほしい等の個別依頼には応じられませんので、ご了承ください。

2. 助成対象について

- Q10. 中小企業の範囲はどのようなものでしょうか。
- A. 業種によって異なりますが、次の表のA又はBのどちらかを満たす企業が中小企業になります。資本金 又は出資のない事業主については、労働者の数により判断します。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

- Q11. 助成金の支給対象となる取組について教えてください。
- A. 以下の取組が対象となります。
 - テレワーク用通信機器の導入・運用

- 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ※なお、本3次募集では、労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、周知・啓発、及び外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティングは対象となりません。
- Q12. 具体的に対象となる機器等について教えてください。
- A. 対象となる機器等、対象とならない機器等については、「働き方改革推進支援助成金支給要領(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)」別紙、申請マニュアル 18 ページ等を御参照ください。

なお、パソコン、タブレット、スマートフォンについては、レンタル、リース費用が助成対象となります (購入費用は助成対象とはなりませんのでご注意ください)。※シンクライアント端末であっても、 購入費用は対象となりません。

リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約等の一定期間に応じて金額が定まる契約等に係る費用 については、契約期間の開始日が事業実施期間内であるものに限り助成対象となります。また、助成対 象となる契約期間は、3か月が限度となります。(Q15、16 参照)

- Q13. 助成対象となる「テレワーク用通信機器」の「テレワーク用」とは何を指すのでしょうか。
- A. 今回の申請対象となる労働者が、テレワークを実施するために必要であり、かつ、専らテレワークに 利用するためのものです。事業で認められる経費については、「働き方改革推進支援助成金支給要領(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)」別紙にて定めています。
- Q14. Web カメラ、プリンター、プリンターのインクカートリッジ、ルーター、VPN ルーター等の利用のためのライセンスや初期設定費用、パソコン用のモニター、テレワークに使用する机などは助成対象となりますか。
- A. 今回の申請対象となる労働者が、テレワークを実施するために必要であり、専らテレワークに利用するためであれば、上記の例のうち、Web カメラ、プリンター、ルーター、VPN ルーター等の利用のためのライセンスや初期設定費用、パソコン用のモニターは基本的に助成対象になるものと考えられます。通常の事業活動に伴う経費は対象となりませんので、上記の例のうち、消耗品であるプリンターのインクカートリッジやテレワークに使用する机などは助成対象となりません。

「働き方改革推進支援助成金支給要領(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)」 別紙、申請マニュアル 18 ページ等を御参照ください。

- Q15. 本社と支社との間でのテレビ会議システムの構築のための経費は、助成対象になりますか。なお、支 社はサテライトオフィスとして活用しているものではありません。
- A. 今回の申請対象となる労働者が自宅又はサテライトオフィスでテレワークを実施するために必要な経費とは認められないものは、助成対象とはなりません。このため、事業所間の Web 会議システムの導

入経費や顧客等が在宅でサービス等を受けることができるようにするためのシステム等の導入経費などは、助成対象となりません。従って、御質問のケースについても、助成対象となりません。

Q16. シンクライアント端末は助成対象にならないのでしょうか。

A. 今回の募集では、シンクライアント端末の購入費用は対象となりません。レンタル、リース費用は対象となります。

なお、申請されているリース期間に支払った金額の合計が購入した場合に見込まれる金額とほぼ同額 となるような場合など、実態として購入と同視できる場合も、支給対象とはなりません。

- Q17. 導入を検討している機器等が助成対象となるかどうか、事前に確認したいのですが、どうすれば良いでしょうか。
- A. 助成対象については、まずは「働き方改革推進支援助成金支給要領(新型コロナウイルス感染症対策の ためのテレワークコース)」別紙、申請マニュアル 18 ページ等をご確認ください。

その上で、対象機器等について相談があれば、テレワーク相談センターまでお問い合わせください。 テレワーク相談センター

電話:0570-550348

受付時間:月曜日~金曜日9:00~20:00 ※土日祝は休み

- Q18. レンタル、リース、ライセンス契約等の場合、例えば2年間で契約し、一括で支払ったら、2年間分の費用が全て助成対象になるのでしょうか。
- A. 全額は対象になりません。リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約等の一定期間に応じて金額が定まる契約等であって、契約期間の開始日が事業実施期間内であるものに限り、契約期間のうち事業実施期間以外の期間に係る費用も含め、3か月を限度として助成対象となります。年額等の場合は、月割した金額を基準に算定します。

御質問のような2年間の契約の場合については、例えば、令和3年1月10日から令和5年1月9日までの契約の場合、令和3年1月10日以降の3か月分のみ助成対象となります。

なお、契約期間の開始日とは新規の契約を指し、契約更新は含みません。

- O19. 「一定期間に応じて金額が定まる契約」にはどのようなものが含まれますか。
- A. 契約の名称により決まるものではありませんが、一般的には、例えば、レンタル契約、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約、保守契約などが考えられます。
- Q20. 対象機器を購入する際、労働者の分だけではなく、役員用や業務委託先の分も認められるのでしょうか。
- A. 事業主自身の労働者がテレワーク用通信機器等を利用するために必要な経費が助成対象となるため、

労働者でない役員や、業務委託先の方など自社の労働者ではない関係者が利用するための機器は対象 となりません。その点にご留意の上、事業実施計画において、対象となる(又は対象予定の)労働者数 を明確に記載してください。

なお、自社に受け入れている派遣労働者がテレワークを実施するために必要な経費を申請することは 可能ですが、その派遣労働者を雇用する派遣元事業主が、その派遣労働者を対象として同時期に同一措 置につき助成金を受給している場合は支給対象とはなりません。また、少なくとも1人は、自社で直接 雇用する労働者がテレワークを実施する必要があります。

- Q21. 日頃からの付き合いもある業者に、本助成金の対象とならない工事もまとめて実施してもらったところ、助成金対象工事と対象外工事の金額を切り分けることができないので、一括請求となっていますが、全ての工事代金が助成対象となるでしょうか。
- A. 助成対象とはならない取組についても含めた一括の金額では助成対象とはなりません。切り分けが出来ない場合は、全額が支給対象外になりますので、本助成金の対象となる取組のみに対する経費を切り分けて申請してください。

3. 支払について

- Q22. 事業に要した費用の支払方法に、決まりはありますか。
- A. 支払は銀行振込を原則とし、支払の事実(支払の相手方、支払内容、支払日、支払額等)を証明できる 資料を保管・整理してください。支払の事実が客観的に確認できない場合は助成対象とならない場合が ありますので、ご留意ください。

なお、クレジットカード、小切手、約束手形(支払手形)等による支払については、クレジットカード払いをした日等が令和3年1月8日から支給申請日までの間にあったとしても、支給申請日までに 口座から引き落とされていない場合は、助成の対象になりませんのでご注意ください。

クレジットカード等で支払った場合は、支給申請の際に、支給申請日までに口座から引き落とされた ことがわかるよう、通帳の写し等も添付してください。

- Q23. 事業に要した費用について、いつまでに支払を終える必要があるでしょうか。
- A. 支給申請日までに支払を完了させる必要があります。クレジットカード、小切手、約束手形(支払手形)等による支払については、クレジットカード払いをした日等が令和3年1月8日から支給申請日までの間にあったとしても、支給申請日までに口座から引き落とされていない場合は、助成の対象になりませんのでご注意ください。

クレジットカード等で支払った場合は、支給申請の際に、支給申請日までに口座から引き落とされたことがわかるよう、通帳の写し等も添付してください。

- Q24. 事業に要した費用について、例えば、当月分の費用が翌月払となる場合において、支払日が支給申請日よりも遅い場合には、助成対象とはならないのでしょうか。
- A. 助成対象とはなりません。事業に要した費用については、支給申請日までに支払っていただく(クレジットカード払い等の場合は口座からの引き落としも完了する)必要があります。なお、支給申請の期限は令和3年3月1日です。
- 4. 実施体制の整備のための措置について
- ※ 実施体制の整備のための措置は、事業実施期間内(令和3年1月8日~令和3年1月29日)に実施されている必要がありますのでご注意ください。
- Q25. 労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備を行わなければならないそうですが、新しく会議を設置しなければならないのでしょうか。
- A. 労働時間等設定改善委員会、衛生委員会、労使懇談会等の名称を問わず、既存の会議の検討項目として、労働時間等の課題を追加する等の対応でも問題ありません。その場合、その会議の出席者に使用者と労働者を含めるようにしてください。なお、事業実施期間内(令和3年1月8日~令和3年1月29日)に必ず開催いただく必要がありますので、ご留意ください。
- Q26. 従前から、既存会議において労働時間等の課題を検討項目として扱っている場合、事業実施計画にはどのように記載すれば良いのでしょうか。
- A. 「措置内容」の欄には、既存の会議の名称や開催頻度について記載してください。「実施した時期又は 実施予定時期」の欄には、実際に開催する時期又は開催した時期がわかるように事業実施計画に記載し てください。なお、従前からの開催頻度・開始時期に関わらず、当該会議が事業実施期間内(令和3年 1月8日~令和3年1月29日)に実施されている必要がありますので、ご注意ください。
- Q27. 労働時間等に関する意見や要望等を受け付ける担当者は、テレワークの導入のために新たに選任しないといけないのでしょうか。
- A. 従前からメンタルヘルス等を担当している者の役割を拡大させる等の対応でも問題ありません。
- Q28. テレワークの実施のお知らせをもって「労働者に対する事業実施計画の周知」といえますか。
- A. 「労働者に対する事業実施計画の周知」とは、「働き方改革推進支援助成金事業実施計画」(様式第1号 別添)の内容(「1. 実施体制の整備のための措置」と、「2. 支給対象の事業」の具体的な内容)につい て周知することです。単にテレワークを実施することを労働者にお知らせするだけでは、「労働者に対する 事業実施計画の周知」をしたことにはなりません。

5. 支給申請について

- Q29. 支給申請期日が迫ってきているのですが、まだ、交付決定の連絡を受けていません。こうした場合、 機器等を購入せず、交付決定の連絡を待っていた方が良いのでしょうか。
- A. 交付決定をお待ちいただく必要はありません。助成を受けるには、交付決定の有無に関わらず、必ず、 事業実施期間(令和3年1月8日から令和3年1月29日)内に取組及びテレワークを行い、支給申請 日までに支払を完了し、令和3年3月1日までに支給申請(郵送必着)を行っていただく必要がありま すので、ご注意ください。

なお、交付決定前に支給申請を行う場合、支給申請書の「交付決定時の金額」には、便宜的に交付申請書に記載した取組内容及び金額を記載いただきますが、これは、交付申請額の全額が支給されることを保証するものではありません。交付申請と支給申請の内容を審査のうえ、助成対象として認めた経費についてのみ、交付決定額の範囲内で助成することになります。

6. 申請内容の変更について

- Q30. 事業の追加・変更を行いたいのですが、どのような手続が必要でしょうか。
- A. 既に交付決定を受けている場合、申請する事業の追加や変更を行うことはできません。交付申請された内容と異なる取組を行った場合は、軽微な変更でない場合は対象外となります。詳細はQ31をご確認ください。

申請書を提出後、まだ交付決定を受けておらず、かつ、交付申請期限を過ぎていない段階であれば、内容を差し替える対応ができる場合がありますので、テレワーク相談センターにすみやかに連絡・相談してください。ただし、審査の段階によっては差し替え対応ができない場合がありますのでご了承ください。

まだ交付決定を受けていない場合でも、交付申請期限を過ぎた場合には、差し替えの対応はできません。

- Q31. 機器の在庫状況・納入時期と当社のテレワーク実施時期との関係から、交付申請時に見積を取った V P Nルーター(A)ではなく、同じメーカーですが少し古い型番の V P Nルーター(B)を購入しま した(なお、古いので、V P Nルーター(B)のほうが V P Nルーター(A)より安価でした)。既に、 V P Nルーター(A)を購入する申請で交付決定を受けたのですが、この場合、V P Nルーター(B)の購入費用は助成してもらえないのでしょうか。
- A. ごく軽微な変更である場合に限り、交付決定された金額(交付決定通知書に記載された助成金額)を上回らない範囲で、支給対象となることがあります。実際に購入していないものを支給申請の対象とすることはできませんので、支給申請書には、実際に購入した機器(この例ではVPNルーター(B))について記載してください。支給申請の審査の過程で、ごく軽微な変更にあたるか否かを確認します。
- O32. 既に交付申請した事業実施計画に「機器設置工事費用」として費用を計上していたのですが、設置工

事内容の大幅な変更が必要となったため、追加費用が発生する場合、追加費用については助成対象となりますか。

A. 交付申請時に申請いただいていない経費は、助成対象外となります。

7. その他

- Q33. 他の助成金を受け取っている場合でも利用できるのでしょうか。
- A. 本助成金はテレワークを新規に導入する中小企業が対象となるため、別の助成金を利用してテレワークを導入している場合には対象外となります。

なお、同一の措置内容に対する他の助成金について、本助成金が当該他の助成金より前に支給された場合に、当該他の助成金が支給可能かどうかについては、当該他の助成金の要件等をご確認いただくようお願いします。

- Q34. 働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース) 2 次募集 (令和 2 年 9 月 18 日募集 〆切) との主な違いを教えてください。
- A. 2次募集との主な違いは以下のとおりです。
 - 緊急事態宣言発令地域内の事業所のみが対象となります。
 - 外部専門家によるコンサルティング、労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、周知・ 啓発は対象となりません。
- Q35. 働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)の1次や2次募集分を申請しましたが、3次募集分も申請可能でしょうか。
- A. 本助成金は、テレワークを新規で導入する中小企業事業主を対象としているものであるため、1次や2次募集分の交付を受けている場合には既にテレワークを導入した事業主となることから、3次募集分の支給を受けることはできません。